

日本学生支援機構奨学金 在学猶予の手続きについて

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受け、貸与終了後も引き続き在学する場合、在学猶予の手続きをすることで在学している期間は返還期限を猶予する(返還を先延ばす)ことができます。

○対象者

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、貸与終了後も進学や留年等により引き続き在学する学生
※他大学で奨学金の貸与を受けた方も対象です。

○手続き方法

スカラネット・パーソナルから各自で手続きを行ってください。

＜スカラネット・パーソナル＞

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

在学猶予願の提出時には下記の学校番号・区分コードの入力が必要です。

・学校番号:102003 ・区分コード:03

・在学猶予の手続きを行った場合、奨学金の返還は在学期間終了の翌月から数えて7か月目から始まります。

・2025年度の予約採用者が「進学届」提出時に以前貸与を受けた奨学生番号を入力した場合は、在学猶予の手続きは不要です。

※在学採用者は在学猶予の手続きが必要です。

＜詳細は日本学生支援機構HPをご確認ください。＞

○日本学生支援機構HP

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html

○スカラネット・パーソナルを利用した在学猶予願の提出方法(PDF)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/_icsFiles/afieldfile/2024/02/29/20240304_zaigaku_manual.pdf

東北大学情報科学研究科教務係 〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3-09 TEL 022-795-5814 E-mail : is-kyom@grp.tohoku.ac.jp
